



県章

# 山形県公報

平成31年4月19日(金)

第3038号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|  |       |                 |      |
|--|-------|-----------------|------|
| ○包括外部監査契約の締結                                     | …………… | (行政改革課)         | …424 |
| ○置賜文化ホールの利用料金                                    | …………… | (置賜総合支庁総務課)     | …同   |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定                                 | …………… | (庄内総合支庁地域保健福祉課) | …430 |
| ○同   | …………… | (同)             | …同   |
| ○同   | …………… | (同)             | …431 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止                         | …………… | (同)             | …同   |
| ○指定居宅サービス事業者の指定                                  | …………… | (同)             | …同   |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定                                | …………… | (同)             | …432 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止                          | …………… | (同)             | …同   |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 | …………… | (同)             | …433 |
| ○同   | …………… | (同)             | …同   |
| ○同   | …………… | (同)             | …同   |
| ○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出                             | …………… | (県産米ブランド推進課)    | …同   |
| ○家畜伝染病発生の届出                                      | …………… | (畜産振興課)         | …437 |
| ○土地改良区の定款変更の認可                                   | …………… | (村山総合支庁農村計画課)   | …同   |
| ○同   | …………… | (同)             | …438 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出                                  | …………… | (庄内総合支庁農村計画課)   | …同   |
| ○土地改良区の役員の就任の届出                                  | …………… | (同)             | …同   |
| ○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧                        | …………… | (都市計画課)         | …439 |
| ○同   | …………… | (同)             | …同   |
| ○同   | …………… | (同)             | …440 |
| ○都市計画事業の認可の告示                                    | …………… | (同)             | …同   |
| ○開発行為に関する工事の完了                                   | …………… | (置賜総合支庁建築課)     | …同   |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                   |       |      |
|-------------------|-------|------|
| ○政治団体の届出事項の異動     | …………… | …441 |
| ○政治団体の解散          | …………… | …442 |
| ○資金管理団体の届出事項の異動   | …………… | …同   |
| ○資金管理団体でなくなった旨の届出 | …………… | …443 |
| ○資金管理団体の指定の取消し    | …………… | …同   |

### 公 告

|                |       |             |      |
|----------------|-------|-------------|------|
| ○大規模小売店舗の変更の届出 | …………… | (商業・県産品振興課) | …同   |
| ○同             | …………… | (同)         | …444 |
| ○同             | …………… | (同)         | …445 |
| ○同             | …………… | (同)         | …同   |

## 告 示

### 山形県告示第285号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。  
 なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、平成32年3月31日まで総務部行政改革課において一般の閲覧に供する。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 契約の期間の始期 平成31年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 柴 田 真 人  
住所 山形市宮町四丁目20番20-301号
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

### 山形県告示第286号

置賜文化ホール条例（平成13年7月県条例第41号）第11条第2項の規定により、置賜文化ホールの利用料金を次のとおり承認した。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 平成31年4月1日から同年9月30日までの利用料金
  - (1) 施設

| 区 分         |                                    | 利 用 料 金 の 額      |                    |                     |                   |                     |        |
|-------------|------------------------------------|------------------|--------------------|---------------------|-------------------|---------------------|--------|
|             |                                    | 午前9時から<br>正午までの間 | 午後1時から<br>午後5時までの間 | 午後6時から<br>午後10時までの間 | 左記以外の時間           | 冷暖房使用に係る加算額（1時間当たり） |        |
|             |                                    |                  |                    |                     |                   | 冷房                  | 暖房     |
| ホ<br>ー<br>ル | 入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合 | 16,200円          | 21,600円            | 21,600円             | 1時間当たり<br>8,090円  | 4,320円              | 4,630円 |
|             | 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合      | 24,290円          | 32,400円            | 32,400円             | 1時間当たり<br>12,130円 |                     |        |
|             | 3,000円を超える入場料金を領収する場合              | 32,400円          | 43,200円            | 43,200円             | 1時間当たり<br>16,180円 |                     |        |
|             | 準備又は練習のために使用する場合                   | 8,090円           | 10,800円            | 10,800円             | 1時間当たり<br>4,040円  |                     |        |
| 第 1 楽 屋     |                                    | 770円             | 1,020円             | 1,020円              | 1時間当たり<br>380円    | 440円                | 480円   |

|                  |  |        |         |                 |                   |      |      |
|------------------|--|--------|---------|-----------------|-------------------|------|------|
| 第 2 楽 屋          | 610円   | 820円   | 820円    | 1 時間当たり<br>300円 | 440円              | 480円 |      |
| 第 3 楽 屋          | 530円   | 720円   | 720円    | 1 時間当たり<br>250円 | 410円              | 410円 |      |
| 第 4 楽 屋          | 380円   | 510円   | 510円    | 1 時間当たり<br>180円 | 200円              | 200円 |      |
| 第 5 楽 屋          | 380円   | 510円   | 510円    | 1 時間当たり<br>180円 | 200円              | 200円 |      |
| 第 1 練 習 室        | 920円   | 1,230円 | 1,230円  | 1 時間当たり<br>460円 | 90円               | 90円  |      |
| 第 2 練 習 室        | 610円   | 820円   | 820円    | 1 時間当たり<br>300円 | 50円               | 50円  |      |
| 第 3 練 習 室        | 380円   | 510円   | 510円    | 1 時間当たり<br>180円 | 20円               | 20円  |      |
| 第 4 練 習 室        | 380円   | 510円   | 510円    | 1 時間当たり<br>180円 | 20円               | 20円  |      |
| 大<br>会<br>議<br>室 | 入場料金を領<br>収しない場合<br>及び1,000円<br>以下の入場料<br>金を領収する<br>場合 | 3,850円 | 5,140円  | 5,140円          | 1 時間当たり<br>1,920円 | 730円 | 680円 |
|                  | 1,000円を超<br>え3,000円以<br>下の入場料<br>金を領収する場<br>合          | 5,780円 | 7,710円  | 7,710円          | 1 時間当たり<br>2,880円 |      |      |
|                  | 3,000円を超<br>える入場料<br>金を領収する場<br>合                      | 7,710円 | 10,280円 | 10,280円         | 1 時間当たり<br>3,840円 |      |      |

## 備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、3,000円を超える入場料金を領収するものとみなす。
- 2 午前9時から午後5時まで引き続き使用する場合にあつては正午から午後1時までの間、午後1時から午後10時まで引き続き使用する場合にあつては午後5時から午後6時までの間に係る利用料金（冷暖房使用に係る加算額を除く。）は、無料とする。
- 3 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり100円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を乗じた額を加算した額とする。

## (2) 設備

| 種別 | 設 備 名                             | 単 位 | 利用料金の額 |
|----|-----------------------------------|-----|--------|
|    | 音響反射板（照明を含む。）                     | 一式  | 3,900円 |
|    | 所作台（開帳場及び化粧 <sup>びまわ</sup> 箱を含む。） | 一式  | 6,170円 |
|    | 平台                                | 1 台 | 100円   |
|    | 箱足                                | 1 台 | 50円    |
|    | 開き足                               | 1 脚 | 50円    |

|                            |                   |        |        |
|----------------------------|-------------------|--------|--------|
| 舞<br>台<br>設<br>備           | 木台                | 1台     | 50円    |
|                            | 松羽目               | 一式     | 1,540円 |
|                            | 竹羽目               | 一式     | 2,050円 |
|                            | びょうぶ              | 1双     | 1,020円 |
|                            | 紗幕                | 一式     | 820円   |
|                            | めくり台              | 1台     | 100円   |
|                            | 毛せん               | 1枚     | 100円   |
|                            | 上敷ござ（大）           | 1枚     | 200円   |
|                            | 上敷ござ（小）           | 1枚     | 100円   |
|                            | 地がすり              | 1枚     | 720円   |
|                            | バレエシート            | 一式     | 2,050円 |
|                            | 人形立て              | 1本     | 100円   |
|                            | 長座布団              | 1枚     | 100円   |
|                            | 高座用座布団            | 1枚     | 100円   |
|                            | 鳥屋囲い              | 一式     | 1,020円 |
|                            | 演台                | 1台     | 1,020円 |
|                            | 司会者台              | 1台     | 510円   |
|                            | 指揮者用譜面台、指揮台       | 一式     | 510円   |
|                            | 演奏者用譜面台           | 1台     | 50円    |
|                            | コントラバス用椅子         | 1脚     | 100円   |
| 仮設花道                       | 一式                | 4,110円 |        |
| 花道用所作台                     | 一式                | 1,020円 |        |
| 能舞台                        | 一式                | 5,140円 |        |
| ピ<br>ア<br>ノ                | スタインウェイ（ホール用）     | 1台     | 8,220円 |
|                            | ヤマハ（練習室用）         | 1台     | 1,540円 |
| 映<br>写<br>設<br>備           | 16mm映写機（ホール用）     | 一式     | 4,110円 |
|                            | ビデオプロジェクター        | 一式     | 1,540円 |
|                            | スライド映写機           | 一式     | 1,020円 |
|                            | オーバーヘッドプロジェクター    | 一式     | 1,020円 |
|                            | スクリーン（ホール用）       | 一張     | 1,020円 |
| 音<br>響<br>設<br>備           | 拡声装置（ホール用）        | 一式     | 2,570円 |
|                            | 拡声装置（大会議室用）       | 一式     | 1,230円 |
|                            | カセットデッキ           | 1台     | 720円   |
|                            | コンパクトディスクプレーヤー    | 1台     | 720円   |
|                            | デジタルオーディオテープレコーダー | 1台     | 1,020円 |
|                            | ミニディスクレコーダー       | 1台     | 1,020円 |
|                            | ステージスピーカー         | 1組     | 510円   |
|                            | 移動用スピーカー          | 1組     | 510円   |
|                            | 三点吊マイクロホン装置       | 一式     | 510円   |
|                            | ワイヤレスマイク          | 1本     | 510円   |
|                            | コンデンサーマイク         | 1本     | 510円   |
| ダイナミックマイク                  | 1本                | 510円   |        |
| フ<br>ツ<br>ト<br>ラ<br>イ<br>ト | フットライト（置型）        | 1列     | 510円   |
|                            | ローアホリゾンライト        | 1列     | 1,020円 |
|                            | ボーダーライト           | 1列     | 1,020円 |
|                            | サスペンションライト        | 1列     | 2,050円 |
|                            | スポットライト           | 1台     | 300円   |
|                            | アップアホリゾンライト       | 1列     | 1,230円 |

|                  |                |    |        |
|------------------|----------------|----|--------|
| 照<br>明<br>設<br>備 | フロントサイドライト（右）  | 一式 | 2,050円 |
|                  | フロントサイドライト（左）  | 一式 | 2,050円 |
|                  | シーリングスポットライト   | 一式 | 2,050円 |
|                  | センタースポットライト    | 1台 | 2,050円 |
|                  | スタンド           | 1本 | 200円   |
|                  | プロジェクタースポットライト | 1台 | 1,020円 |
|                  | 照明効果マシン        | 1台 | 510円   |
|                  | オブジェクティブレンズ    | 1台 | 100円   |
|                  | ミラーボール（吊型）     | 1台 | 1,020円 |
|                  | ミラーボール（置型）     | 1台 | 1,020円 |
|                  | ファイアーマシン       | 1台 | 1,020円 |
|                  | オーロラマシン        | 1台 | 1,020円 |
|                  | 波マシン           | 1台 | 1,020円 |
|                  | スモークマシン        | 一式 | 3,080円 |
|                  | ストロボマシン        | 1台 | 1,020円 |
|                  | 星球             | 一式 | 1,020円 |

備考 この表に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの利用料金の額である。

## 2 平成31年10月1日から平成36年3月31日までの利用料金

### (1) 施設

| 区 分         | 利 用 料 金 の 額  |                        |                         |                |                         |        |        |
|-------------|--|------------------------|-------------------------|----------------|-------------------------|--------|--------|
|             | 午前9時から<br>正午までの間                                       | 午後1時から<br>午後5時までの<br>間 | 午後6時から<br>午後10時までの<br>間 | 左記以外の時<br>間    | 冷暖房使用に係る加算<br>額（1時間当たり） |        |        |
|             |  |                        |                         |                | 冷房                      | 暖房     |        |
| ホ<br>ー<br>ル | 入場料金を領<br>収しない場合<br>及び1,000円<br>以下の入場料<br>金を領収する<br>場合 | 16,500円                | 22,000円                 | 22,000円        | 1時間当たり<br>8,230円        |        |        |
|             | 1,000円を超<br>え3,000円以<br>下の入場料<br>金を領収する場<br>合          | 24,750円                | 33,000円                 | 33,000円        | 1時間当たり<br>12,340円       | 4,400円 | 4,710円 |
|             | 3,000円を超<br>える入場料<br>金を領収する場<br>合                      | 33,000円                | 44,000円                 | 44,000円        | 1時間当たり<br>16,460円       |        |        |
|             | 準備又は練習<br>のために使用<br>する場合                               | 8,250円                 | 11,000円                 | 11,000円        | 1時間当たり<br>4,110円        |        |        |
| 第 1 楽 屋     | 780円   | 1,030円                 | 1,030円                  | 1時間当たり<br>380円 | 440円                    | 480円   |        |
| 第 2 楽 屋     | 620円   | 830円                   | 830円                    | 1時間当たり<br>300円 | 440円                    | 480円   |        |

|                  |  |        |         |                |                  |      |      |
|------------------|--|--------|---------|----------------|------------------|------|------|
| 第 3 楽 屋          | 530円   | 730円   | 730円    | 1時間当たり<br>250円 | 410円             | 410円 |      |
| 第 4 楽 屋          | 380円   | 510円   | 510円    | 1時間当たり<br>180円 | 200円             | 200円 |      |
| 第 5 楽 屋          | 380円   | 510円   | 510円    | 1時間当たり<br>180円 | 200円             | 200円 |      |
| 第 1 練 習 室        | 930円   | 1,250円 | 1,250円  | 1時間当たり<br>460円 | 90円              | 90円  |      |
| 第 2 練 習 室        | 620円   | 830円   | 830円    | 1時間当たり<br>300円 | 50円              | 50円  |      |
| 第 3 練 習 室        | 380円   | 510円   | 510円    | 1時間当たり<br>180円 | 20円              | 20円  |      |
| 第 4 練 習 室        | 380円   | 510円   | 510円    | 1時間当たり<br>180円 | 20円              | 20円  |      |
| 大<br>会<br>議<br>室 | 入場料金を領<br>収しない場合<br>及び1,000円<br>以下の入場料<br>金を領収する<br>場合 | 3,920円 | 5,230円  | 5,230円         | 1時間当たり<br>1,950円 | 740円 | 690円 |
|                  | 1,000円を超<br>え3,000円以<br>下の入場料金<br>を領収する場<br>合          | 5,880円 | 7,840円  | 7,840円         | 1時間当たり<br>2,920円 |      |      |
|                  | 3,000円を超<br>える入場料金<br>を領収する場<br>合                      | 7,840円 | 10,460円 | 10,460円        | 1時間当たり<br>3,900円 |      |      |

## 備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、3,000円を超える入場料金を領収するものとみなす。
- 2 午前9時から午後5時まで引き続き使用する場合にあつては正午から午後1時までの間、午後1時から午後10時まで引き続き使用する場合にあつては午後5時から午後6時までの間に係る利用料金（冷暖房使用に係る加算額を除く。）は、無料とする。
- 3 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり100円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を乗じた額を加算した額とする。

## (2) 設備

| 種別 | 設 備 名             | 単 位 | 利用料金の額 |
|----|-------------------|-----|--------|
|    | 音響反射板（照明を含む。）     | 一式  | 3,970円 |
|    | 所作台（開帳場及び化粧框を含む。） | 一式  | 6,270円 |
|    | 平台                | 1台  | 100円   |
|    | 箱足                | 1台  | 50円    |
|    | 開き足               | 1脚  | 50円    |
|    | 木台                | 1台  | 50円    |
|    | 松羽目               | 一式  | 1,560円 |

|                       |                   |        |        |
|-----------------------|-------------------|--------|--------|
| 舞<br>台<br>設<br>備      | 竹羽目               | 一式     | 2,080円 |
|                       | びょうぶ              | 1双     | 1,030円 |
|                       | 紗幕                | 一式     | 830円   |
|                       | めくり台              | 1台     | 100円   |
|                       | 毛せん               | 1枚     | 100円   |
|                       | 上敷ござ（大）           | 1枚     | 200円   |
|                       | 上敷ござ（小）           | 1枚     | 100円   |
|                       | 地がすり              | 1枚     | 730円   |
|                       | バレエシート            | 一式     | 2,080円 |
|                       | 人形立て              | 1本     | 100円   |
|                       | 長座布団              | 1枚     | 100円   |
|                       | 高座用座布団            | 1枚     | 100円   |
|                       | 鳥屋囲い              | 一式     | 1,030円 |
|                       | 演台                | 1台     | 1,030円 |
|                       | 司会者台              | 1台     | 510円   |
|                       | 指揮者用譜面台、指揮台       | 一式     | 510円   |
|                       | 演奏者用譜面台           | 1台     | 50円    |
|                       | コントラバス用椅子         | 1脚     | 100円   |
|                       | 仮設花道              | 一式     | 4,180円 |
|                       | 花道用所作台            | 一式     | 1,030円 |
| 能舞台                   | 一式                | 5,230円 |        |
| ピ<br>ア<br>ノ           | スタインウェイ（ホール用）     | 1台     | 8,370円 |
|                       | ヤマハ（練習室用）         | 1台     | 1,560円 |
| 映<br>写<br>設<br>備      | 16mm映写機（ホール用）     | 一式     | 4,170円 |
|                       | ビデオプロジェクター        | 一式     | 1,560円 |
|                       | スライド映写機           | 一式     | 1,030円 |
|                       | オーバーヘッドプロジェクター    | 一式     | 1,030円 |
|                       | スクリーン（ホール用）       | 一張     | 1,030円 |
| 音<br>響<br>設<br>備      | 拡声装置（ホール用）        | 一式     | 2,610円 |
|                       | 拡声装置（大会議室用）       | 一式     | 1,250円 |
|                       | カセットデッキ           | 1台     | 730円   |
|                       | コンパクトディスクプレーヤー    | 1台     | 730円   |
|                       | デジタルオーディオテープレコーダー | 1台     | 1,030円 |
|                       | ミニディスクレコーダー       | 1台     | 1,030円 |
|                       | ステージスピーカー         | 1組     | 510円   |
|                       | 移動用スピーカー          | 1組     | 510円   |
|                       | 三点吊マイクロホン装置       | 一式     | 510円   |
|                       | ワイヤレスマイク          | 1本     | 510円   |
|                       | コンデンサーマイク         | 1本     | 510円   |
|                       | ダイナミックマイク         | 1本     | 510円   |
| フ<br>ツ<br>ラ<br>イ<br>ト | フットライト（置型）        | 1列     | 510円   |
|                       | ローアーホリゾンライト       | 1列     | 1,030円 |
|                       | ボーダーライト           | 1列     | 1,030円 |
|                       | サスペンションライト        | 1列     | 2,080円 |
|                       | スポットライト           | 1台     | 300円   |
|                       | アッパーホリゾンライト       | 1列     | 1,250円 |
|                       | フロントサイドライト（右）     | 一式     | 2,080円 |
|                       | フロントサイドライト（左）     | 一式     | 2,080円 |

|                  |                |    |        |
|------------------|----------------|----|--------|
| 照<br>明<br>設<br>備 | シーリングスポットライト   | 一式 | 2,080円 |
|                  | センタースポットライト    | 1台 | 2,080円 |
|                  | スタンド           | 1本 | 200円   |
|                  | プロジェクタースポットライト | 1台 | 1,030円 |
|                  | 照明効果マシン        | 1台 | 510円   |
|                  | オブジェクティブレンズ    | 1台 | 100円   |
|                  | ミラーボール（吊型）     | 1台 | 1,030円 |
|                  | ミラーボール（置型）     | 1台 | 1,030円 |
|                  | ファイアーマシン       | 1台 | 1,030円 |
|                  | オーロラマシン        | 1台 | 1,030円 |
|                  | 波マシン           | 1台 | 1,030円 |
|                  | スモークマシン        | 一式 | 3,120円 |
|                  | ストロボマシン        | 1台 | 1,030円 |
|                  | 星球             | 一式 | 1,030円 |

備考 この表に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの利用料金の額である。

#### 山形県告示第287号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                        | 障害児通所支援の<br>種類 | 指定年月日       |
|---------------------------------|------------------------------------|----------------|-------------|
| 株式会社メグシィ<br>鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33     | 多機能型発達支援事業所メグシィ<br>鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33 | 保育所等訪問支援       | 平成31. 3. 20 |
| 株式会社メグシィ<br>鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33     | キッズスクールメグシィ<br>鶴岡市新形町16番37号        | 保育所等訪問支援       | 同           |
| 株式会社メグシィ<br>鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33     | キッズスクールメグシィ桜新町教室<br>鶴岡市桜新町2番33号    | 保育所等訪問支援       | 同           |

#### 山形県告示第288号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                            | 障害児通所支援の<br>種類 | 定 員 | 指定年月日       |
|---------------------------------|--|----------------|-----|-------------|
| 株式会社メグシィ<br>鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33     | キッズスクールメグシィ東<br>新斎町教室<br>鶴岡市東新斎町13番17号 | 児 童 発 達 支 援    | 10名 | 平成31. 3. 26 |
| 株式会社メグシィ<br>鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33     | キッズスクールメグシィ東<br>新斎町教室<br>鶴岡市東新斎町13番17号 | 放課後等デイサー<br>ビス | 10名 | 同           |

## 山形県告示第289号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                        | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------|------------------------------------|------------|-------------|
| 株式会社メグシイ<br>鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33 | キッズスクールメグシイ東新斎町教室<br>鶴岡市東新斎町13番17号 | 保育所等訪問支援   | 平成31. 3. 26 |

## 山形県告示第290号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                        | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日      |
|-----------------------------|------------------------------------|------------|------------|
| 株式会社メグシイ<br>鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33 | キッズスクールメグシイ東新斎町教室<br>鶴岡市東新斎町13番17号 | 児童発達支援     | 平成31. 4. 9 |
| 株式会社メグシイ<br>鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33 | キッズスクールメグシイ東新斎町教室<br>鶴岡市東新斎町13番17号 | 放課後等デイサービス | 同          |
| 株式会社メグシイ<br>鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33 | キッズスクールメグシイ東新斎町教室<br>鶴岡市東新斎町13番17号 | 保育所等訪問支援   | 同          |

## 山形県告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名  | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類 | 指定年月日       |
|---------------------|---|---------|-------------|
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 | 訪問看護ステーションやわた<br>酒田市小泉字前田37番地               | 訪問看護    | 平成31. 3. 26 |
| イデアルファール株式会社        | 訪問看護ステーションあらた<br>酒田市東町一丁目15番地の25            | 訪問看護    | 同 3. 28     |
| 合同会社訪問看護ずっと         | 訪問看護ずっと<br>酒田市亀ヶ崎四丁目15番45号今井ビル2階2B          | 訪問看護    | 同           |
| ツルカンシステム株式会社        | ツルカンシステム株式会社介護事業部福祉用具事業所<br>酒田市大宮町二丁目3番地の18 | 福祉用具貸与  | 同 3. 25     |

|              |   |          |        |
|--------------|---|----------|--------|
| ツルカンシステム株式会社 | ツルカンシステム株式会社介護事業部福祉用具事業所<br>酒田市大宮町二丁目3番地の18 | 特定福祉用具販売 | 同      |
| 株式会社東北福祉サービス | ソーシャルいずみ<br>酒田市東泉町五丁目5番地の6                  | 通所介護     | 同 3.26 |
| 株式会社東北福祉サービス | ソーシャルさつき<br>酒田市東泉町五丁目5番地の1                  | 通所介護     | 同      |
| 株式会社東北福祉サービス | ソーシャルわかば<br>酒田市亀ヶ崎四丁目11番5号                  | 通所介護     | 同      |
| イデアルファール株式会社 | ヘルパーステーションあらた<br>酒田市東町一丁目15番地の25            | 訪問介護     | 同 3.28 |
| イデアルファール株式会社 | デイサービスあらた<br>酒田市東町一丁目15番地の25                | 通所介護     | 同      |

## 山形県告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類      | 指定年月日      |
|----------------------|---|--------------|------------|
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構  | 訪問看護ステーションやわた<br>酒田市小泉字前田37番地               | 介護予防訪問看護     | 平成31. 3.26 |
| イデアルファール株式会社         | 訪問看護ステーションあらた<br>酒田市東町一丁目15番地の25            | 介護予防訪問看護     | 同 3.28     |
| 合同会社訪問看護ずっと          | 訪問看護ずっと<br>酒田市亀ヶ崎四丁目15番45号今井ビル2階2B          | 介護予防訪問看護     | 同          |
| ツルカンシステム株式会社         | ツルカンシステム株式会社介護事業部福祉用具事業所<br>酒田市大宮町二丁目3番地の18 | 介護予防福祉用具貸与   | 同 3.25     |
| ツルカンシステム株式会社         | ツルカンシステム株式会社介護事業部福祉用具事業所<br>酒田市大宮町二丁目3番地の18 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同          |

## 山形県告示第293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                           | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------|---------------------------------------|---------|------------|
| 株式会社キャット           | デイサービスセンターふっくら<br>飽海郡遊佐町菅里字十里塚193番地34 | 通所介護    | 平成31. 4.30 |

**山形県告示第294号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------------|------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | 鶴峰園短期入所事業所<br>鶴岡市栢屋字天保恵10番地1 | 短期入所        | 平成31. 3. 29 |

**山形県告示第295号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地              | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|-----------------------------------|--------------------------|-------------|-----|-------------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | 山形県鶴峰園<br>鶴岡市栢屋字天保恵10番地1 | 就労継続支援（B型）  | 10名 | 平成31. 3. 29 |

**山形県告示第296号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                         | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------|------------|
| 一般社団法人Pasio<br>鶴岡市宝田三丁目19番20号        | 就労定着支援事業 アスピア<br>鶴岡市宝田三丁目19番20号     | 就労定着支援      | 平成31. 4. 9 |
| 社会福祉法人庄内町社会福祉協議会<br>東田川郡庄内町余目字大塚1番地2 | 障害者多機能型施設ひまわり園<br>東田川郡庄内町余目字猿田36番地3 | 就労定着支援      | 同 4. 8     |

**山形県告示第297号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
みちのく村山農業協同組合  
代表理事組合長 折原 敬一  
村山市楯岡北町一丁目1-1
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類                 |     |            | 変更年月日      |
|--|-----|------------|------------|
| 変更前  | 変更後 | 備考         |            |
| 三宅 善一<br>尾花沢市大字延沢800<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成31年3月31日 |
| 高嶋 洋一<br>村山市楯岡笛田二丁目19-11<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |            |
| 折原 武<br>尾花沢市大字原田38<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |            |
| 有路 拓矢<br>北村山郡大石田町大字大石田甲469<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |            |
| 芦野 和弘<br>東根市神町東一丁目10-6-1<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |            |
| 大貫 清悦<br>尾花沢市大字高橋364<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |            |            |
| 押切 智志<br>東根市神町西五丁目1-27-22<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |            |            |
| 加藤 正人<br>尾花沢市大字丹生1523-3<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |            |            |
| 黒沼 洋昭<br>村山市大字富並4588-18<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |            |            |
| 齋藤 忠晴<br>尾花沢市新町三丁目9-34<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |            |            |
| 後藤 理<br>村山市大字湯野沢1098-8<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |            |            |
| 齊藤 元裕<br>尾花沢市大字正巖555<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |            |            |
| 石山 卓也<br>尾花沢市若葉町四丁目7-5<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |            |            |
| 前田 和弥<br>村山市楯岡新町四丁目8-17<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |            |            |
| 奥山 和直<br>尾花沢市大字寺内1056<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |            |

|  |     |
|--|-----|
| 加藤 清宏<br>東根市本丸西二丁目5-11-5<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |
| 村岡 真人<br>北村山郡大石田町大字鷹巣字下北原101<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 草刈 一人<br>尾花沢市大字六沢184<br>玄米、大豆、そば               | 同 左 |
| 名垣 和俊<br>北村山郡大石田町大字鷹巣字盾の内86<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 軽部 和敦<br>村山市大字大久保甲179<br>玄米                    | 同 左 |
| 志村 秀弥<br>尾花沢市新町一丁目10-8<br>玄米、大豆、そば             | 同 左 |
| 伊藤 和宏<br>東根市神町北五丁目10-15<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |
| 齋藤 淳哉<br>村山市大字名取1938-1<br>玄米                   | 同 左 |
| 菊地 昌美<br>村山市楯岡二日町6-13-7<br>玄米、大豆               | 同 左 |
| 星川 功<br>北村山郡大石田町大字駒籠363<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |
| 高橋 浩樹<br>村山市大字大槇342<br>玄米、大豆                   | 同 左 |
| 三浦 弘之<br>尾花沢市大字寺内851-3<br>玄米、大豆、そば             | 同 左 |
| 松田 洋一<br>村山市楯岡笛田二丁目7-30-9<br>玄米、大豆、そば          | 同 左 |
| 吉田 稔<br>尾花沢市禁町四丁目1-34<br>玄米、大豆、そば              | 同 左 |
| 笹原 貴久<br>東根市三日町三丁目4-6-8<br>玄米、大豆、そば            | 同 左 |

|  |     |  |
|--|-----|--|
| 加藤 雄二<br>天童市芳賀タウン南四丁目5-10<br>玄米、大豆、そば              | 同 左 |  |
| 奥山 康和<br>村山市大字大久保乙326-16<br>玄米、大豆、そば               | 同 左 |  |
| 生田 秀治<br>尾花沢市大字下柳渡戸437<br>玄米、大豆、そば                 | 同 左 |  |
| 今野 英樹<br>北村山郡大石田町大字海谷1174<br>玄米、大豆、そば              | 同 左 |  |
| 高嶋 晃<br>村山市楯岡新町三丁目23-10<br>玄米、大豆、そば                | 同 左 |  |
| 尾崎 洋介<br>東根市中央三丁目9-6<br>玄米、そば                      | 同 左 |  |
| 草苺 範明<br>村山市楯岡笛田一丁目5-23<br>玄米、大豆、そば                | 同 左 |  |
| 斉藤 亮<br>尾花沢市若葉町三丁目20-3<br>玄米、大豆、そば                 | 同 左 |  |
| 高橋 宏平<br>東根市神町南一丁目9-55-103<br>もみ、玄米、大豆、そば          |     |  |
| 柳元 穰<br>尾花沢市大字下柳渡戸35<br>もみ、玄米、大豆、そば                | 同 左 |  |
| 星川 雄宇<br>尾花沢市大字芦沢36-4<br>もみ、玄米、大豆、そば               | 同 左 |  |
| 阿部 宏也<br>北村山郡大石田町大字横山3189-1<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |  |
| 大崎 卓也<br>東根市中央四丁目7-13<br>玄米、小麦、大豆、そば               | 同 左 |  |
| 大類 啓安<br>新庄市住吉町5-12 スプリング<br>ハイム101<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 新庄市農業協同組合  
 代表理事理事長 柿崎 広昭  
 新庄市沖の町5-55
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類                     |     |            | 変更年月日      |
|--|-----|------------|------------|
| 変更前  | 変更後 | 備考         |            |
| 斎藤 孝幸<br>新庄市大字鳥越2866-8<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成31年3月29日 |
| 森 壮志<br>新庄市石川町2-19<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば             | 同 左 |            |            |
| 正野 信一<br>新庄市住吉町8-37 ミルウォーキー住吉町1号室<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |            |
| 高橋 達也<br>新庄市大字萩野字塩野205<br>もみ、玄米、大豆、そば            | 同 左 |            |            |
| 高橋 秀典<br>新庄市十日町6692<br>もみ、玄米、大豆、そば               | 同 左 |            |            |
| 中鉢 純也<br>新庄市金沢1572-30<br>玄米、大豆、そば                |     |            |            |
| 早坂 洋一<br>新庄市大字升形786-3<br>玄米、大豆、そば                | 同 左 |            |            |

山形県告示第298号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発 生 場 所              | 発生年月日       |
|----------|-------|-----------|----|----------------------|-------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患 畜       | 1  | 東置賜郡高島町大字二井宿字大畑294の2 | 平成31. 4. 10 |

山形県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
小原土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字川原子1640番地
- 3 認可年月日  
平成31年4月10日

**山形県告示第300号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
朝日町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡朝日町大字宮宿1115番地
- 3 認可年月日  
平成31年4月10日

**山形県告示第301号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大町溝土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 佐 藤 良   | 酒田市大野新田字村南164番地 |
| 同        | 伊 藤 幹 雄 | 同 砂越字上川原441番地   |
| 同        | 平 向 徳 正 | 同 白ヶ沢字池田通90番地   |
| 同        | 須 田 正 弘 | 同 山寺字宅地57番地の1   |
| 同        | 佐 藤 孝 喜 | 同 中牧田字山岸52番地    |
| 同        | 石 川 巖   | 同 中野目字割前88番地    |
| 同        | 前 田 茂   | 同 生石字登路田71番地の1  |
| 同        | 田 中 修 一 | 同 土崎字屋敷添66番地    |
| 同        | 佐 藤 隆   | 同 遊摺部甲31番地      |
| 監 事      | 木 村 隆   | 同 亀ヶ崎四丁目4番15号   |
| 同        | 佐 藤 賢 一 | 同 三之宮字村上37番地の1  |
| 同        | 齋 藤 勝 義 | 同 地見興野字村東43番地   |

**山形県告示第302号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大町溝土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所              |
|----------|-------|-----------------|
| 理事       | 佐藤 良  | 酒田市大野新田字村南164番地 |
| 同        | 須田 正弘 | 同 山寺字宅地57番地の1   |
| 同        | 前田 茂  | 同 生石字登路田71番地の1  |
| 同        | 石川 巖  | 同 中野目字割前88番地    |
| 同        | 佐藤 隆  | 同 遊摺部甲31番地      |
| 同        | 佐藤 晃喜 | 同 勝保関字前41番地     |
| 同        | 土田 和浩 | 同 土渕字新田町41番地    |
| 同        | 佐藤 昭洋 | 同 字新町44番地       |
| 同        | 小野寺 耕 | 同 飛鳥48番地内第2号    |
| 監事       | 佐藤 孝喜 | 同 中牧田字山岸52番地    |
| 同        | 阿曾 建夫 | 同 檜橋字大柳93番地     |
| 同        | 白石 俊彦 | 同 亀ヶ崎三丁目2番12号   |

#### 山形県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月19日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
山形広域都市計画道路
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月19日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画地区計画
  - (2) 名称 楮沢産業団地地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第305号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画地区計画
  - (2) 名称 蔵王みはらしの丘地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第306号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・25号東原村木沢線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 山形市十日町一丁目、香澄町二丁目及び木の実町地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成31年4月11日 東北地方整備局告示第98号

**山形県告示第307号**

次の開発行為は、完了した。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成31年4月8日 指令置総建第3号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
長井市館町北2552番1、2553番1、2553番2、2553番3、2553番4、2553番5、2554番1、2556番1、2556番2、2557番1、2557番2、2557番10、2557番12、2557番13
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
南陽市宮内35番地 有限会社 川合不動産 代表取締役 川合 信介

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成31年4月19日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

#### 1 政党の支部

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名 | 異動事項         | 内 容     |         | 異動年月日          |
|---------------------|--------|--------------|---------|---------|----------------|
|                     |        |              | 新       | 旧       |                |
| 社会民主党山形県<br>第一区支部連合 | 川口充律   | 代表者の氏名       | 川 口 充 律 | 石 沢 秀 夫 | 平成<br>31. 3. 1 |
|                     |        | 会計責任者の<br>氏名 | 川 口 充 律 | 石 沢 秀 夫 |                |
| 社会民主党山形支<br>部       | 川口充律   | 代表者の氏名       | 川 口 充 律 | 石 沢 秀 夫 | 同              |

#### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称            | 代表者の氏名 | 異動事項           | 内 容                   |                       | 異動年月日          |
|--------------------|--------|----------------|-----------------------|-----------------------|----------------|
|                    |        |                | 新                     | 旧                     |                |
| 安藤浩夫を励ます<br>会      | 安藤浩夫   | 主たる事務所の<br>所在地 | 酒田市寺田字横枕153<br>- 1    | 酒田市寺田字道ノ上45           | 平成<br>30. 5. 1 |
| 山形県社会保険労<br>務士政治連盟 | 板垣博之   | 会計責任者の<br>氏名   | 後 藤 和 博               | 新 野 浩 子               | 同<br>7. 1      |
| 山木由美後援会            | 山木由美   | 主たる事務所の<br>所在地 | 東置賜郡高畠町大字福<br>沢636-5  | 東置賜郡高畠町大字亀<br>岡3947-1 | 同<br>31. 2. 15 |
| 五十嵐智洋後援会           | 五十嵐智洋  | 主たる事務所の<br>所在地 | 長井市神明町1-29            | 長井市幸町5番30号            | 同<br>2. 17     |
| 山形交通労働組合<br>政治連盟   | 中川賢一   | 会計責任者の<br>氏名   | 吉 田 文 隆               | 黒 川 隆                 | 同<br>2. 20     |
| 今井えいき後援会           | 今井栄喜   | 主たる事務所の<br>所在地 | 山形市飯田4-2-6            | 山形市南原町1-27-<br>21     | 同<br>3. 1      |
| 鈴木たかし後援会           | 鈴木澄夫   | 主たる事務所の<br>所在地 | 東村山郡山辺町大字山<br>辺642番地  | 東村山郡山辺町大字根<br>際342    | 同<br>3. 2      |
| 酒田 T R Y 21        | 北川幸宏   | 会計責任者の<br>氏名   | 高 橋 祐 一 郎             | 米 屋 貴 人               | 同<br>3. 8      |
| 関井みきお後援会           | 関井美喜男  | 会計責任者の<br>氏名   | 高 橋 祐 一 郎             | 米 屋 貴 人               | 同              |
| 山形県民社協会酒<br>田支部    | 関井美喜男  | 会計責任者の<br>氏名   | 高 橋 祐 一 郎             | 米 屋 貴 人               | 同              |
| 小松伸也後援会            | 五十嵐久芳  | 主たる事務所の<br>所在地 | 最上郡真室川町大字新<br>町200-23 | 最上郡真室川町大字大<br>沢810-1  | 同<br>3. 10     |
| 佐藤幸吉後援会            | 日塔正太郎  | 会計責任者の<br>氏名   | 佐 藤 輝 義               | 奥 山 潔                 | 同<br>3. 15     |

|             |      |          |            |                         |           |
|-------------|------|----------|------------|-------------------------|-----------|
| 松田としお後援会    | 伊藤雅敬 | 代表者の氏名   | 伊藤雅敬       | 松田敏男                    | 同<br>3.20 |
| 上山地域活性化連絡会  | 長田康仁 | 政治団体の名称  | 上山地域活性化連絡会 | 上山地域活性化連絡会<br>(長田康仁後援会) | 同<br>3.25 |
| 山形県民社協会米沢支部 | 荻原崇弘 | 会計責任者の氏名 | 桜庭和也       | 岸智也                     | 同<br>3.28 |
| 夢倶楽部        | 荻原崇弘 | 会計責任者の氏名 | 桜庭和也       | 岸智也                     | 同         |

### 山形県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成31年4月19日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名 | 解散年月日      |
|------------------|--------|------------|
| 斎藤健一後援会          | 佐藤重光   | 平成30.12.25 |
| 伊藤重広後援会          | 渡部俊衛   | 平成30.12.31 |
| 武田よしひさ後援会        | 笹原俊明   | 平成31.1.26  |
| 杉沼孝司後援（励ます）会     | 杉沼孝司   | 平成31.1.31  |
| 松尾正二君を励ます会       | 松尾正二   | 平成31.1.31  |
| 上山まちづくり研究会       | 後藤博美   | 平成31.3.1   |
| いくま征一後援会         | 遠藤国勝   | 平成31.3.5   |
| 後藤健一郎と寒河江を盛り上げる会 | 後藤健一郎  | 平成31.3.7   |
| さかもと幸一後援会        | 坂本幸一   | 平成31.3.22  |
| 加藤かつひこ後援会（亀の会）   | 堀江豊太郎  | 平成31.3.26  |

### 山形県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成31年4月19日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異 動 事 項    | 内 容              |                   | 異動年月日       |
|------------------|-----------|------------|------------------|-------------------|-------------|
|                  |           |            | 新                | 旧                 |             |
| 山 木 由 美          | 山木由美後援会   | 主たる事務所の所在地 | 東置賜郡高畠町大字福沢636-5 | 東置賜郡高畠町大字亀岡3947-1 | 平成31. 2. 15 |
| 五十嵐 智 洋          | 五十嵐智洋後援会  | 主たる事務所の所在地 | 長井市神明町1-29       | 長井市幸町5番30号        | 同 2. 17     |
| 今 井 栄 喜          | 今井えいき後援会  | 主たる事務所の所在地 | 山形市飯田4-2-6       | 山形市南原町1-27-21     | 同 3. 1      |

**山形県選挙管理委員会告示第34号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成31年4月19日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資 金 管 理 団 体 の 名 称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|-------------------|-----------------|
| 杉 沼 孝 司          | 杉沼孝司後援（励ます）会      | 平成31. 1. 31     |

**山形県選挙管理委員会告示第35号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成31年4月19日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資 金 管 理 団 体 の 名 称   | 取 消 年 月 日   |
|------------------|---------------------|-------------|
| 長 田 康 仁          | 上山地域活性化連絡会（長田康仁後援会） | 平成31. 3. 25 |

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成31年8月19日まで縦覧に供する。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ山形駅西店  
山形市双葉町一丁目3番47号

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 佐々木 智佳子

- 3 変更する事項  
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
（変更前）午前6時から午後9時まで  
（変更後）終日

- 4 変更年月日  
平成31年3月12日

- 5 届出年月日  
平成31年3月11日

- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年8月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに寒河江市役所において平成31年8月19日まで縦覧に供する。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
寒河江ショッピングランド  
寒河江市大字寒河江字塩水72番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 佐々木 智佳子

- 3 変更する事項  
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
（変更前）午前6時から午後9時まで  
（変更後）終日

- 4 変更年月日  
平成31年3月12日

- 5 届出年月日  
平成31年3月11日

- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年8月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見
-

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において平成31年8月19日まで縦覧に供する。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
天童ショッピングセンター  
天童市楯ノ町二丁目2番地の3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 佐々木 智佳子
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称          | 所 在 地                   |
|--------------|-------------------------|
| 天童ショッピングセンター | 天童市楯ノ町土地区画整理事業地内17街区3番外 |

(変更後)

| 名 称          | 所 在 地           |
|--------------|-----------------|
| 天童ショッピングセンター | 天童市楯ノ町二丁目2番地の3外 |

- 4 変更年月日  
平成26年3月28日
- 5 届出年月日  
平成31年3月11日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年8月19日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において平成31年8月19日まで縦覧に供する。

平成31年4月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
天童ショッピングセンター  
天童市楯ノ町二丁目2番地の3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 佐々木 智佳子

3 変更する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前6時から午後9時まで

（変更後）終日

4 変更年月日

平成31年3月12日

5 届出年月日

平成31年3月11日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年8月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見